

令和6年度 朝霞市立朝霞第一中学校

## P T A 定期総会議案書

日 時：令和6年5月10日（金）

※定期総会は、書面総会といたします。

### 1. 報 告

- (1) 令和5年度活動報告
- (2) 令和5年度決算報告
- (3) 令和5年度監査報告
- (4) 「規約」「細則」「慶弔規定」一部改正報告

### 2. 議 事

- (1) 令和6年度役員の承認に関する件
- (2) 令和6年度活動計画案に関する件
- (3) 令和6年度予算案に関する件

# 令和5年度 活動報告

《執行部 年間テーマ》 おもいやり

## 各委員会

※活動休止を継続。

○お手伝い係

- ・環境美化活動（花植え・除草）
- ・朝のあいさつ運動
- ・体育祭の駐輪場整備・受付 手伝い
- ・制服リサイクル譲渡会

## 全体活動

- ・資源回収（毎月第3土曜日）
- ・保険(安全互助会)の取り扱い

## 学校行事への参加と協力

- ・新入生保護者説明会
- ・入学式・卒業式受付 手伝い

## その他

- ・ベルマークの収集 廃止
- ・資源回収 廃止

## 令和5年度 活動報告

### (1) 委員会など

会 議 な ど	
5. 4. 13	新旧執行部引継ぎ 執行部会
5. 11	定期総会（書面総会） 執行部会 第1回運営委員会
5. 25	美化活動（花植え・除草作業）
6. 8	執行部会 第2回運営委員会 制服リサイクル活動
7. 12	ベルマーク集計作業
7. 13	制服リサイクル活動
9. 14	執行部会 第3回運営委員会
9. 25	ベルマーク集計作業
10. 11	執行部会 第4回運営委員会
10. 12	美化活動（花植え・除草作業）
10. 25	前期会計監査
11. 9	執行部会 第5回運営委員会
11. 11	制服リサイクル譲渡会
12. 14	執行部会 第6回運営委員会 除草作業
6. 1. 11	執行部会 第7回運営委員会
2. 8	執行部会 第8回運営委員会
2. 27	美化活動（花植え）
3. 7	執行部会 第9回運営委員会
3. 26	後期会計監査
4. 11	執行部会 第10回運営委員会

印 刷 物
運営委員会資料 PTA だより 資源回収用紙 PTA 活動のご案内 総会資料 各種手紙 等

学 校 行 事 へ の 協 力 ・ 参 加	
5. 6. 1	体育祭前日準備（駐輪場整備）
6. 5	体育祭（駐輪場誘導・受付）
6. 13	あいさつ運動（中止）
11. 21	あいさつ運動
6. 1. 22	新入生保護者説明会
2. 27	あいさつ運動
3. 15	卒業式
4. 8	入学式

(2) 朝霞市保護者代表連絡会・対外行事関係他

\*朝霞市保護者代表連絡会および運営会

(6月21日・7月27日・10月28日・11月2日・  
2月14日・2月22日・5月14日・5月24日)

\*学校運営協議会 (2月14日)

\*スクールガード講習会 (7月5日)

\*はぐくみ理事会 (10月31日総会)

\*朝霞市長と保護者代表連絡会との懇親会 (11月20日)

\*学校保健委員会 (11月15日)

\*一中校区ふれあい推進事業実 (10月29日)

## 令和5年度専門委員会

### 学年委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
5. 6. 8	制服リサイクル活動	
7. 12	ベルマーク集計作業	
7. 13	制服リサイクル活動	
9. 14	ベルマーク集計作業	
11. 11	制服リサイクル譲渡会	
6. 2. 29	花鉢設置	
3. 7		
3. 15	卒業式後の花束準備	

### 厚生委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
5. 5. 25	美化活動（除草）	P T A だ よ り に 掲 載
9. 14	「学校美化活動ご協力のお願い」	
10. 12	美化活動（花植え）	
6. 1. 11	「学校美化活動ご協力のお願い」	
2. 27	美化活動（花植え）	

### 校外委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
5. 6. 13	あいさつ運動	中止
11. 21	あいさつ運動	正門にてあいさつ運動実施
6. 2. 27	あいさつ運動	正門にてあいさつ運動実施

※ 今年度は活動の移行期間として、委員会活動の縮小を決定しました。

それに伴い、委員選出が行われなかったため、お手伝い係（学校美化係）活動を行いました。

※ 「教養委員会」「広報委員会」の活動は行いませんでした。

## 臨時委員会

### 推薦委員会

月 日	会 議 等 の 主 題	内 容
6. 1. 11	第 1 回推薦委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推薦委員会発足</li> <li>・ 委員会活動について</li> <li>・ 「令和 6 年度 P T A 役員（執行部および会計監査）立候補・推薦のお願い」の手紙作成・印刷・配布</li> </ul>
2. 8	第 2 回推薦委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推薦用紙・委任状の回収・開封</li> <li>・ 次期 P T A 役員（会長 1 名、副会長 3 名、書記若干名、会計 3 名、会計監査 2 名）全 1 4 名程度の選出。</li> </ul>

※ 今年度は活動の移行期間として年度末に委員会選出が行われなかったため、11月から立候補者を募り1月に委員選出し活動を行いました。

※ バザー委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バザーが中止となり活動休止となりました。

## 令和5年度 朝霞第一中学校PTA決算書

### <収入の部>

△ 減額

項 目	5年度予算額	5年度決算額	比 較	付 記
会 費	1,838,000	1,833,175	△ 4,825	世帯*¥2,000
繰 越 金	2,478,176	2,478,176	0	
家庭教育学級交付金	36,000	0	△ 36,000	
雑 収 入	100	28	△ 72	預金利息
資源回収口座からの繰入金	/	800,191	800,191	
合 計	4,352,276	5,111,570	759,294	

### <支出の部>

▲ 超過額

項 目	5年度予算額	5年度決算額	比 較	付 記	
運 営 費	会 議 費	30,000	8,580	21,420	会議費
	総 会 費	50,000	0	50,000	総会資料印刷代など
	備 品 費	50,000	0	50,000	パソコン・USBなど
	リ ー ス 代	180,000	17,556	162,444	印刷機
	事 務 費	200,000	55,312	144,688	印刷用紙・ファイル
	通 信 費	60,000	26,177	33,823	振込手数料・電話代
	慶 弔 費	200,000	235,050	▲ 35,050	全国大会祝金・横断幕
	交 通 費	10,000	0	10,000	研修会・講演会交通費
	諸 費	10,000	0	10,000	消耗品費など
	活 動 費	学 年 委 員 会	110,000	48,400	61,600
教 養 委 員 会		120,000	0	120,000	市補助金含む
厚 生 委 員 会		250,000	247,036	2,964	花苗他購入費など
広 報 委 員 会		500,000	0	500,000	今年度未発行
校 外 委 員 会		10,000	0	10,000	委員会活動費
バ ザ ー 委 員 会		10,000	0	10,000	委員会活動費
推 薦 委 員 会		20,000	770	19,230	委員会活動費
積 立 金	30,000	30,000	0	周年記念行事費など	
学 校 支 援 費	600,000	110,000	490,000	採点システム利用料など	
警 備 費	40,000	0	40,000		
渉 外 費	70,000	18,000	52,000	保護連行事参加補助費など	
卒 業 対 策 費	500,000	407,305	92,695	卒業生記念品	
負 担 金	30,000	0	30,000	保護連負担金	
保 険 料	100,000	91,900	8,100	会員数×¥100	
感 染 症 対 策 費	500,000	71,227	428,773	体育祭水差し入れなど	
予 備 費	672,276	0	672,276	パソコン・プリンター代など	
合 計	4,352,276	1,367,313	2,984,963		

\* 収入 5,111,570円－支出 1,367,313円＝残金 3,744,257円

残 3,744,257円を次年度に繰り越します

	項 目	収 入	支 出	残 高
資 源 回 収	前年度繰越金	792,308		792,308
	回 収 金	1,815		794,123
	市 補 助 金	20,214		814,337
	手 数 料		5,863	808,474
	地 域 振 興 協 力 金		0	808,474
	そ の 他		8,289	800,185
	利 子	6		800,191
	活動廃止に伴う繰出金		800,191	0
	合 計	814,343	814,343	0

	項 目	収 入	支 出	残 高
バ ザ ー	前年度繰越金	302,392		302,392
	収 益 金	0		302,392
	ブ ー ス 代	0		302,392
	両 替 手 数 料		0	302,392
	抽 選 会 賞 品 代		0	302,392
	食 料 品 他 仕 入 分		0	302,392
	R5年度NHK音楽コンクール 出 場 奨 励 金		0	302,392
	教 育 環 境 整 備 費		0	302,392
	利 子	2		302,394
	合 計	302,394	0	302,394

	項 目	収 入	支 出	残 高
積 立 金	前年度繰越金	1,126,229		1,126,229
	令和5年度積立金	30,000		1,156,229
	利 子	10	0	1,156,239
	合 計	1,156,239	0	1,156,239

会 長 渡邊 裕介  
 会 計 梅沢 愛  
 加藤 幸子



以上の決算報告について監査の結果相違ないことを認めます。

令和 6 年 3 月 26 日

会計監査 猪股 若菜  
 毛口 明子  
 野口 幾美





## 規約、選任規定 一部改正の報告

下記について、改正案を令和6年3月7日の運営委員会で承認されました。  
規約第10章35条に基づきご報告申し上げます。

### 朝霞第一中学校PTA規約

現 行 規 約	
<p>&lt; 第 6 章 &gt; 役 員</p> <p>第 1 3 条</p> <p>第 1 5 条</p>	<p><b>役員は候補者推薦委員会により選出され</b>、総会により決定するものとする。</p> <p>この会の執行部は次のとおりである。</p> <p>1. 会長1名 <b>副会長3名</b> (内1名教頭先生) 書記 若干名 <b>会計1～2名</b></p> <p>2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。</p> <p>3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。</p>
改 正 後	
<p>&lt; 第 6 章 &gt; 役 員</p> <p>第 1 3 条</p> <p>第 1 5 条</p>	<p><b>役員は前年度中に立候補および推薦により選出され</b>、総会により決定するものとする。</p> <p>この会の執行部は次のとおりである。</p> <p>1. 会長1名 <b>副会長3～4名</b> (内1名教頭先生) 書記 若干名 <b>会計1～3名</b></p> <p>2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。</p> <p>3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。</p>
<p>&lt; 第 1 2 章 &gt; 付 則</p>	<p>令和6年3月7日 一部改正施行 (改訂)</p>

現 行 規 約	
<p>&lt; 第 1 0 章 &gt;</p> <p>第 3 2 条</p> <p>第 3 3 条</p> <p>第 3 4 条</p> <p>第 3 5 条</p>	<p><b>役員候補者推薦委員会</b></p> <p>臨時委員会として、執行部および会計監査委員の候補者を選出することを目的とし、この委員会を置くことができる。略称は推薦委員会とする。</p> <p>この委員会に必要な事項は細則で定める。</p> <p>運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の承認を得て定める。</p> <p>運営委員会は細則を制定、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。</p>
改 正 後	
<p>&lt; 第 1 0 章 &gt;</p> <p>&lt; 第 1 2 章 &gt;</p>	<p><b>削除</b>および以降の章の繰り上げ</p> <p>付 則</p> <p>令和6年3月7日 一部改正施行 (改訂)</p>

### 細則

現 行 規 約	
<p>&lt; 第 1 章 &gt;</p> <p>第 1 条</p> <p>第 2 条</p> <p>第 3 条</p>	<p><b>役員候補者推薦委員会</b></p> <p>委員会は各クラス1名及び副会長をもって構成する。ただし、推薦委員が候補者になった場合、推薦委員を辞めるものとする。</p> <p>推薦委員の中から委員長、副委員長の各1名を互選する。委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。</p> <p>推薦委員会は候補者の選定をはじめ、それに関する仕事の運営にあたる。</p>

- 第 4 条 推薦委員会の議事の運営は、本則の第 8 章 第 2 8 条ならびに第 2 9 条の運営委員会の規定に準ずる。
- 第 5 条 推薦委員会は選出した候補者を総会に推薦し、承認を求める。また総会の少なくとも 1 週間前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
- 第 6 条 推薦委員会は必要に応じて発足し、その任務を終了したときに解任するものとする。

### 改正後

< 第 1 章 > 削除および以降の章の繰り上げ

< 第 4 章 > 付 則

令和 6 年 3 月 7 日

一部改正施行（改訂）

## 慶弔規定

### 現 行 規 約

本規約 第 1 3 章付則①の内則は次の通り。

慶弔費について次の通り規定する。

1. 祝金 （ 教職員のご結婚 ） 3, 0 0 0 円
2. 香料
  - ・生徒の保護者 生花 と 5, 0 0 0 円
  - ・教 職 員 生花 と 5, 0 0 0 円
  - ・教職員の配偶者と子 5, 0 0 0 円
  - ・生 徒 5, 0 0 0 円
3. 見舞い金
  - ・火災その他 5, 0 0 0 円
4. 全国大会（校長承認による大会）出場の祝金  
個人出場一律 3万円、団体出場一律 7万円。  
（個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく一律 3万円）

※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。

※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。

### 改正後

本規約 第 1 2 章付則①の内則は次の通り。

慶弔費について次の通り規定する。

1. 祝金 （ 教職員のご結婚 ） 5, 0 0 0 円
2. 香料
  - ・生徒の保護者 生花 と 5, 0 0 0 円
  - ・教 職 員 生花 と 5, 0 0 0 円
  - ・教職員の配偶者と子 5, 0 0 0 円
  - ・生 徒 5, 0 0 0 円
3. 見舞い金
  - ・火災その他 5, 0 0 0 円
4. 全国大会（校長承認による大会）出場の祝金  
個人出場一律 4万円、団体出場一律 8万円。  
（個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく一律 4万円）

※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。

※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。

細則 < 第 4 章 > 付 則

令和 6 年 3 月 7 日

一部改正施行（改訂）慶弔規定

※規約中の P T A 連合会は朝霞市保護者代表連絡会に変更。

※規約および細則中の推薦委員に関するものは削除および変更。

## 令和6年度 役員承認の件

規約第6章第13条に基づき、令和6年度役員を下記の通り選出致しましたので承認を求めます。

### 記

会 長	渡 邊 聡
副 会 長	小 林 麻 帆 渡 辺 優 子 横 山 三 楽 (教 頭)
書 記	上 村 有 紀 金 子 亜 美 鹿 倉 浩 子 宮 澤 茂
会 計	梅 沢 愛 美 下 地 愛 美 成 田 由美子
会 計 監 査	毛 口 明 子 原 直 子 福 澤 裕 康 (一学年主任)

## 令和6年度 活動計画（案）

### 活動方針

- \* 学校と保護者そして地域とともに生徒を守り育てていくために必要な活動を行う。
- \* この活動を継続し、さらに浸透させていくために、誰もが参加しやすいPTAを目指す。
- \* 全会員が、活動に少しずつ関わり、委員だけに負担のかからないようにする。
- \* 相互補助・助け合い・お互い様をもとに、より連帯感を持ち合えるようにしていく。

### 役員会

- \* 活動に必要な事柄を運営委員会に提案し、審議調整する
  - ・ P T Aだよりの発行
  - ・ バザー
  - ・ 保険（安全互助会）の取扱い
  - ・ その他

### 各委員会

#### < 専門委員会 >

- ・ 学年委員会 . . . . . 制服リサイクル、学校活動への協力
- ・ 教養委員会 . . . . . 家庭教育学級の開催
- ・ 環境整備委員会 . . . . . 校地内の環境整備
- ・ 広報委員会 . . . . . 広報紙「Asa-kaze（あさかぜ）」発行
- ・ 校外委員会 . . . . . 校外パトロール、通学路パトロール報告書の提出、あいさつ運動

#### < 臨時委員会 >

- ・ バザー委員会 . . . . . 親睦バザー企画・準備・開催

☆ 各委員会は目的とする活動を各係の協力を得て行う。

### その他

学校行事への協力      諸団体との連携

- \* 令和5年度までは、新型コロナウイルスの影響もあり、委員会活動等については縮小していました。令和6年度に関しても、移行期間として活動の計画を引き続き変更する予定です。

## 令和6年度 朝霞第一中学校PTA予算書(案)

### <収入の部>

△ 減額

項 目	6年度予算額	5年度予算額	比 較	付 記
会 費	1,900,000	1,838,000	62,000	世帯×¥2,000
繰 越 金	3,744,257	2,478,176	1,266,081	
家庭教育学級交付金	0	36,000	△ 36,000	
雑 収 入	100	100	0	預金利息
合 計	5,644,357	4,352,276	1,292,081	

### <支出の部>

△ 減額

	項 目	6年度予算額	5年度予算額	比 較	付 記
運 営 費	会 議 費	30,000	30,000	0	会議費
	総 会 費	50,000	50,000	0	総会資料印刷代など
	備 品 費	50,000	50,000	0	印刷機修理・棚購入など
	リ ー ス 代	180,000	180,000	0	印刷機
	事 務 費	200,000	200,000	0	印刷用紙・インク代など
	通 信 費	60,000	60,000	0	切手・電話代など
	慶 弔 費	400,000	200,000	200,000	会員慶弔・部活動大会祝など
	交 通 費	10,000	10,000	0	研修会・講演会交通費
	諸 費	10,000	10,000	0	消耗品費など
	活 動 費	学 年 委 員 会	110,000	110,000	0
教 養 委 員 会		120,000	120,000	0	市補助金含む
厚 生 委 員 会		250,000	250,000	0	花苗他購入費など
広 報 委 員 会		300,000	500,000	△ 200,000	あさかぜ発行費など
校 外 委 員 会		10,000	10,000	0	委員会活動費
バ ザ ー 委 員 会		10,000	10,000	0	委員会活動費
推 薦 委 員 会		-	20,000	△ 20,000	委員会活動費
積 立 金	30,000	30,000	0	高額備品・周年記念行事費など	
学 校 支 援 費	600,000	600,000	0	環境設備費など	
警 備 費	100,000	40,000	60,000		
渉 外 費	100,000	70,000	30,000	保護連行事参加補助費など	
卒 業 対 策 費	600,000	500,000	100,000	卒業生記念品	
負 担 金	-	30,000	△ 30,000	保護連負担金	
保 険 料	100,000	100,000	0	会員数×¥100	
活 動 対 策 費	500,000	500,000	0	体育祭水差し入れなど	
予 備 費	1,824,357	672,276	1,152,081	パソコン・プリンター代など	
合 計	5,644,357	4,352,276	1,292,081		

以上のとおり提案いたします。

# 朝霞第一中学校 PTA 規約

## < 第 1 章 > 名称および事務所

第 1 条 この会は朝霞第一中学校 P T A と称し事務所を同校内に置く。

## < 第 2 章 > 目的および活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを、目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるように研修し教養を深める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を補導する。
3. 生徒の生活環境をよくする。
4. 公教育費充実に努める。
5. 会員相互の親睦を深める。

## < 第 3 章 > 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。
5. この会は自主独立のものであって、ほかのいかなる団体の干渉も受けない。
6. この会は朝霞市保護者代表連絡会、四市連絡協議会、県南 P T A 連絡協議会、埼玉県 P T A 連合会、日本 P T A 全国協議会に加入することができる。

## < 第 4 章 > 会 員

第 5 条 この会の会員になることができるものは次のとおりである。

1. 朝霞第一中学校に在籍する生徒の保護者。
2. 朝霞第一中学校の教職員。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費は年額 2,000 円とし年一括納入とする。ただし、4 月～9 月の転入による会員は会費の全額を、10 月～翌3 月の転入による会員は半額（1,000 円）を納めるものとする。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

## < 第 5 章 > 経 理

第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

第 9 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## < 第 6 章 > 役 員

第 12 条 この会の役員は執行部および会計監査委員とする。

第 13 条 役員は前年度中に立候補および推薦により選出され、総会により決定するものとする。

第 14 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 15 条 この会の執行部は次のとおりである。

1. 会長 1 名 副会長 3～4 名 (内 1 名教頭先生) 書記 若干名 会計 1～3 名
2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。
3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。

第 16 条 会長は次の職務を行う。

1. 会長は会を代表し、対外関係会議等に出席する。
2. 総会および運営委員会・委員会を招集し会議の議長となる。総会の議長は別に定める。
3. 会長は、会計監査を除くすべての会議（集会）に参加できる。

第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第 18 条 事務局の職務は次のとおり。

1. 書記は総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録し会員に知らせる。
2. 記録・通信・その他の書類を保管する。
3. 会計は総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
4. 定期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 事務局は会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 19 条 経理を監査するために、会計監査委員を 3 名 (内 1 名教職員) おく。

第 20 条 会計監査委員は 10 月と 3 月の二回を定期監査とし、また必要に応じて随時、会計監査を行うことができる。

## < 第 7 章 > 総 会

第 2 1 条 総会は全員を持って構成され、この会の最高決議機関である。

第 2 2 条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は 4 月または 5 月に開催し、新年度および前年度の会員を持って構成する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の三分の一以上の要求があったときに開催する。

第 2 3 条 総会は、会員の現在数の十分の一以上（委任状を含む）出席しなければその議事を開き議決することはできない。

第 2 4 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

## < 第 8 章 > 運 営 委 員 会

第 2 5 条 運営委員会は執行部、各専門委員会代表者(正副委員長より 1 名)、校長、及び臨時委員会のあるときはその代表者(正副委員長より 1 名)を持って構成する。

第 2 6 条 運営委員会の任務はこの規約に定めるもののほか次のとおり。

1. 委員会が立案した事業計画を審議し検討し、調整連携を図る。
2. 総会に提出する議案の作成。
3. 事業計画に基づく諸活動を評価する。
4. 予算に基づいて経理が行われるように協力する。また必要に応じて補正予算を立てる。
5. 必要がある場合臨時委員会を設ける。

第 2 7 条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の三分の二が必要と認めたときに開催する。

第 2 8 条 運営委員会は構成員の二分の一以上の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

第 2 9 条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

## < 第 9 章 > 専 門 委 員 会 と 臨 時 委 員 会

第 3 0 条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するために専門委員会、および臨時委員会を設ける。

第 3 1 条 各委員会については細則で定める。

## < 第 1 0 章 > 顧 問

第 3 2 条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は学識経験者または本会に特に功績のあったものについて会長が推薦し、運営委員会等の承認を得て決定する。
2. 顧問は重要会議に出席し、意見を述べることができる。



## < 第 11 章 > 改 正

第 3 3 条 この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし、改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせておかなければならない。

## < 第 1 2 章 > 付 則

①慶弔、慰労、見舞金の内則は別に定める。

・この規約は昭和 4 7 年 5 月 1 7 日より施行する。

・昭和 5 4 年 4 月 2 8 日 一部改正施行

・平成 3 年 2 月 一部改正施行

・平成 1 6 年 4 月 3 0 日 一部改正施行

・平成 1 7 年 4 月 2 7 日 一部改正施行

・平成 2 4 年 4 月 2 5 日 一部改正施行

・平成 2 6 年 4 月 3 0 日 一部改正施行

・平成 2 8 年 4 月 1 9 日 一部改正施行

・平成 2 9 年 4 月 2 5 日 一部改正施行

・平成 3 1 年 4 月 2 3 日 一部改正施行

・令和 2 年 6 月 1 8 日 一部改正施行

・令和 4 年 3 月 3 日 一部改正施行

・令和 5 年 3 月 9 日 一部改正施行

・令和 6 年 3 月 7 日 一部改正施行

# 細 則

## < 第 1 章 > 定期総会

第 1 条 会員の移動及び新役員に関する報告、及び年間計画ならびに収支決算報告の承認の定期総会で行う。

## < 第 2 章 > 専門委員会及び臨時委員会

第 2 条 委員はクラスごとに各専門委員会に 1 名、臨時委員会はその委員会ごとに 1 名選出する。

第 3 条 専門委員会は ①学年委員会 ②教養委員会 ③環境整備委員会 ④広報委員会 ⑤校外委員会とする。また教職員の代表は①は 3 名、②～⑤は 2 名所属する。

第 4 条 委員会は本則第 9 章第 30 条に規定するもののほか、次の活動を行う。

1. 教職員と協力の上、全校及び学年学級の生徒の成長を図る。
2. 地域における環境浄化、交通安全対策、校外補導や、地域との交流を図る。

第 5 条 ①学年委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名を選出し、委員会の運営に当たる。

②学年委員は制服リサイクル及び、保護者と教職員の連携を深め学級学年の P T A 活動の振興に努める。

第 6 条 ①教養委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名選出し、委員会の運営に当たる。

②教養委員会はすべての会員が、いっそうよい保護者、よい教職員となるように教養を深めるための諸活動を行う。

第 7 条 ①環境整備委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名選出し、委員会の運営に当たる。

②環境整備委員会は校地内の環境整備活動を行う。

第 8 条 ①広報委員会各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名選出し、委員会の運営にあたる。

②広報委員会は P T A の活動および学校の様子などを知らせ、会員意識の高揚と会員相互の向上をはかるため広報紙『あさかせ』を編集し発行する。

第 9 条 ①校外委員会は各学年より代表を 1 名決め、その中から委員長 1 名副委員長 2 名選出し、委員会の運営に当たる。

②校外委員会は校外における生徒の生活指導、環境浄化、交通安全の啓蒙、地域との連帯のための活動を行う。

第 10 条 臨時委員会は本則第 9 章 第 30 条に基づき発足し、その任務を終了したとき解散する。

### < 第 3 章 > 改 正

第 1 1 条 この細則は運営委員会において構成員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。なお改正案は運営委員会の少なくとも 1 週間前までに各運営委員に知らせておかななくてはならない。承認の結果は総会で報告しなければならない。

### < 第 4 章 > 付 則

- ・平成 2 5 年 4 月 1 0 日 一部改正施行 (追記) 選任規定
- ・平成 2 5 年 5 月 9 日 一部改正施行 (付則の設置)
- ・平成 3 1 年 4 月 2 3 日 一部改正施行 (改訂)
- ・令和 2 年 5 月 2 8 日 一部改正施行 (追記)
- ・令和 2 年 1 2 月 1 5 日 一部改正施行 (一部改正)
- ・令和 4 年 3 月 3 日 一部改正施行 (追記) 選任規定
- ・令和 5 年 3 月 9 日 一部改正施行 (改訂) 細則 慶弔規定 選任規定
- ・令和 6 年 3 月 7 日 一部改正施行 (改訂) 細則 慶弔規定

## 慶弔規定

本規約 第12章付則①の内則は次の通り。

慶弔費について次の通り規定する。

- 1.祝金 (教職員のご結婚) 5,000円
- 2.香料
  - ・生徒の保護者 生花と 5,000円
  - ・教職員 生花と 5,000円
  - ・教職員の配偶者と子 5,000円
  - ・生徒 5,000円
- 3.見舞い金
  - ・火災その他 5,000円
- 4.全国大会(校長承認による大会)出場の祝金  
個人出場一律4万円、団体出場一律8万円。  
(個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく一律4万円)

※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。

※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。

## 選 任 規 定

クラス委員・係の選任について次の通りとする。

1. 委員・係の対象はPTA会員とする。
2. 委員・係の選出は、事前の『PTAクラス委員・係希望書』をもとに行う。
3. 年度中に委員か係に就くこととする。

優遇について次の通りとする。

以下1～3に該当する方で、事前に『PTAクラス委員・係・希望書』を提出し、原則として、クラス委員選出時に出席、かつ、執行部が認めた場合のみ適用とする。

1. 委員長経験者  
3年生までの間、クラス委員選出または、委員長・副委員長選出を免除することができる。
2. 副委員長経験者  
3年生までの間、委員長・副委員長選出を免除することができる。
3. 委員連続経験者  
クラス委員選出を免除することができる。
4. 執行部役員経験者  
役員を引き受けた翌年度以降、執行部役員・委員を永年免除することができる。  
以降、入学する子どもがいる場合も免除の対象となる。

※免除を受けたい方は必ずクラス委員選出の時に出席し、申し出ることとする。

※1～3の免除は、同時期に兄弟・姉妹が在校中のみ適用とする。

※委員に就かなかつた場合は係に就くこととする。

※委員・執行部役員に就いていても、活動に参加されていない方は適用外とする。

※上記の選任規定は令和5年3月9日より施行する。

# 埼玉県PTA安全互助会

## 『補償プラン』

### 1. 会員

単位PTA全会員（教職員会員を含む）が、所属PTA会長を代表会員として加入する。

### 2. 会費

一世帯あたり年額100円として、PTA会員数（家庭数、教職員を含む）を負担する。  
上記の負担金を一括して会長が納入する。

### 3. 共済期間

令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日 午後12時（1年間）

### 4. 補償の概要

#### ①ケガの共済制度

PTA会員等が日本国内において、所属するPTA管理下<sup>※①</sup>にあるPTA行事に参加している間（PTAが指定する集合、解散場所と自宅または職場との通常の経路の往復中を含む）に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償する。

ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外となる。

#### ②賠償事故等のお見舞金制度

PTA管理下にあるPTA活動遂行中に偶然に発生した次の事故において、PTAが法律上の責任を負担する場合に社会通念上妥当な範囲において、お見舞金<sup>※②</sup>を支払う。

- ・PTA活動中、他人の身体に傷害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合。
- ・PTAが学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物をPTA会員や生徒・児童が損壊・紛失・盗難された場合。

※①PTA管理化とは、PTAの指揮、監督および指導化をいう。

※②お見舞金は社会通念上妥当な金額（10万円を限度）において、当会の規程に基づき決定し、支払う。

## 5. 補償内容

補償プラン		共済金額・見舞金額	
傷害給付	死亡共済金	250万円	
	後遺障害共済金	10～200万円	
	入院共済金	4,000円（1日目から）	
	通院共済金	医師によるもの	2,500円（1日目から）
		※既定の条件（※）を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師（接骨院・整骨院）によるもの	1,500円（1日目から）
疾病給付	死亡共済金	100万円	
賠償責任等	見舞金（審査会の審査による）	社会通念上妥当な金額	

※規定の条件とは

1. 柔道整体師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。
2. 通院期間が1ヶ月を超える場合は1ヶ月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

## 6. 補償対象者（被共済者）

- ① PTA全会員（教職員会員も含む）
- ② PTAに在籍する児童・生徒
- ③ PTA会員の同居の親族（未就学児も含む）  
※別居の祖父母の方も会員代理で出席した場合に対象となる
- ④ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方  
※PTA行事に参加する会員以外のボランティアの方などを言う

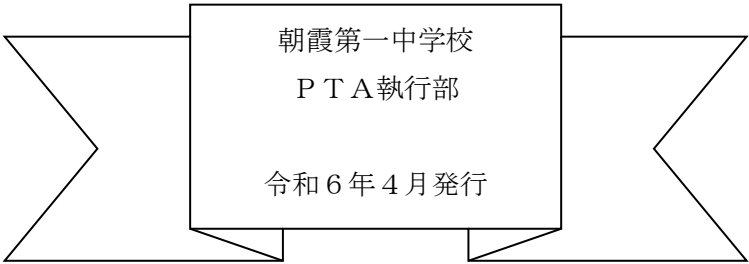
## 7. 対象行事・活動（PTAの主催または共催のもの）

総会・役員会・理事会・専門委員会・PTA研修会・市P連行事・PTA主催の活動・スポーツ大会等への参加、そのための準備活動 等

## 8. 補償の対象とならないPTA行事・活動

- ・総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
- ・PTA以外の団体や機関が主催したもので、PTAが共済団体になっていない活動
- ・自動車の物損事故
- ・「子ども110番の家」等を利用し、その結果該当「子ども110番の家」等の家人に災害が発生した場合（ただし、場合により当会規程お見舞い金制度において給付することがある）

事故が発生したら [asa1pta@gmail.com](mailto:asa1pta@gmail.com) まで連絡してください。  
手続きは執行部が行います。



朝霞第一中学校

P T A 執行部

令和6年4月発行